⑵　ＶＥ提案の審査　ＶＥ提案の審査の考査項目は、入札説明書による。
⑶　ＶＥ提案の採否　ＶＥ提案の採否については、競争参加資格の確認の通知と併せて通知する。
⑷　入札の条件　競争参加資格の確認の通知において、ＶＥ提案に基づく施工計画により競争参加資格を認められた者は当該提案に基づく入札を行い、標準案に基づく施工計画により競争参加資格を認められた者は、標準案に基づく入札を行うことを条件とする。
⑸　総合評価の方法
①　標準点　入札説明書等に記載された要求要件を実現できると認められた場合には標準点として100点を与える。
②　加算点　技術提案の内容に応じて得点を与え、加算点を与える。なお、加算点の最高点は60点とする。
③　施工体制評価点　施工体制に関する資料の内容に応じて、施工体制評価点を与える。
なお、施工体制評価点の最高点は30点（品質確保の実効性15点、施工体制確保の確実性15点）とする。
④　総合評価　価格及び技術資料等に係る総合評価は、予定価格の制限の範囲内の入札参加者について、上記①から③により得られる標準点、加算点及び施工体制評価点の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。
⑹　ヒアリングの実施（施工体制の審査）　入札参加者のうち、その申込みに係る価格が予決令第85条に基づく調査基準価格（入札説明書の別紙を参照のこと。）に満たない者については、どのように施工体制を構築し、それが施工内容の実現確実性の向上につながるかを審査するため、原則として、開札後速やかに、ヒアリングを実施する。また、併せて、調査基準価格を超える者についてもヒアリング（電話での確認行為）を実施する。
なお、ヒアリングの日時、場所、資料等は入札説明書による。
⑺　落札者の決定方法　落札者の決定は、標準案の場合は価格及び標準案による施工計画、ＶＥ提案の場合は価格及びＶＥ提案による施工計画をもって入札した者で、次に掲げる①から③の要件に該当する者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。
なお、評価値の最も高い者が２者以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。
①　入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。
②　評価値が標準点を予定価格で除した数値に対して下回らないこと。
③　提出した施工計画及び入札価格に基づき、本工事を確実に実現できること。
⑻　本工事は技術資料等のヒアリングを行う対象工事である。なお、配置予定技術者のヒアリングにおいて、申請した主任技術者又は監理技術者がヒアリングに出席できない場合は、競争参加資格を認めない。
⑼　評価内容の担保　技術資料等に提示された技術提案を遵守することについては、契約書に記載するものとする。受注者の責により評価した内容が満足できない場合は、工事成績評価点を減じる措置を行う。
⑽　その他の詳細については入札説明書による。

4　入札手続等
⑴　担当部局　〒900―0006 沖縄県那覇市おもろまち２丁目１番１号　那覇第２地方合同庁舎２号館　沖縄総合事務局開発建設部管理課契約第一係　電話098―866―0031（代表）（内線2526、2527）
⑵　入札説明書の交付期間、場所及び方法
①　交付期間：平成27年９月３日から平成28年１月４日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日９時00分から17時15分まで。
②　場所及び方法：入札説明書は、電子入札システムにより交付する。ただし、やむを得ない事由により、書面による交付を希望する場合は、上記⑴にて交付するので、あらかじめ連絡すること。
なお、希望者には、郵送等による交付も行うので申し出ること。この場合において、送料は希望者の負担とする。
⑶　申請書及び技術資料等の提出期間、場所及び方法
①　提出期間：平成27年９月４日から平成27年10月５日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日９時00分から17時15分まで。
②　場所及び方法：申請書及び技術資料等の提出は、電子入札システムにより提出すること。
なお、申請書及び技術資料等が、３ＭＢを超える場合の提出方法については、入札説明書による。ただし、発注者の承諾を得た場合は、上記⑴に持参又は郵送（書留郵便に限る。提出期間内必着。）により提出すること。
⑷　入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法　入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は紙により持参又は郵送（書留郵便に限る。提出期間内必着。）すること。
①　日時：入札の締切りは、平成28年１月４日12時00分。
開札は、平成28年１月７日10時00分。
②　場所：紙による持参の場合は、上記⑴へ持参すること。開札は、沖縄総合事務局開発建設部入札室にて行う。
⑸　入札保証金の納付等に係る書類の提出期間、場所及び方法
①　提出期間：平成27年９月４日から平成27年10月５日まで（利付国債の提供の場合は、平成27年９月16日まで。）の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日９時00分から17時15分まで。
②　場所及び方法：上記⑴に持参、郵送（書留郵便に限る。提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）により提出すること。

5　その他
⑴　手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
⑵　入札保証金及び契約保証金
①　入札保証金：納付（保管金の取扱店　日本銀行那覇支店）。ただし、利付国債の提供（取扱官庁　沖縄総合事務局開発建設部）又は銀行等の保証（取扱官庁　沖縄総合事務局開発建設部）をもって入札保証金の納付に代えることができる。また、入札保証保険契約の締結を行い、又は契約保証の予約を受けた場合は、入札保証金を免除する。
②　契約保証金：納付（保管金の取扱店　日本銀行那覇支店）。ただし、利付国債の提供（取扱官庁　沖縄総合事務局開発建設部）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁　沖縄総合事務局開発建設部）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
⑶　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者の入札、申請書又は技術資料等に虚偽の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
⑷　落札者の決定方法　予定価格の制限の範囲内で、上記３⑺に定める方法に従い、評価値の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、上記３⑺に定める方法によって算出された評価値をもって入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。
なお、落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査を行うものとする（入札説明書参照）。
⑸　配置予定技術者の確認　落札者決定後、専任の配置予定技術者の配置が義務付けられている工事において、ＣＯＲＩＮＳ等により配置予定技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。
なお、種々の状況からやむを得ないものとし承認された場合のほかは、申請書の差し替えは認められない。
⑹　専任の配置予定技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、配置予定技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある（入札説明書参照）。
⑺　本工事に経常ＪＶとして申請書を提出した場合、その構成員は、単体有資格業者として申請書を提出することはできない。
⑻　手続における交渉の有無　無
⑼　契約書作成の要否　要
⑽　当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　無
⑾　関連情報を入手するための照会窓口　上記４⑴に同じ。
⑿　契約締結後の技術提案　契約締結後、請負者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。ただし、総合評価に係る技術提案の範囲は対象としない。提案が適正と認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められる場合には請負代金額の変更を行うものとする。詳細は特記仕様書等による。